

この時期は寒暖差があり、着るものに悩みますね。

私は昨年から、健康のためにと、週末にウォーキングをしています。三日坊主で終わ るかと思っていたのに、今では週末のウォーキングが待ち遠しく、我ながら少々驚いて います。初めの頃は家の近くを歩いていたのですが、そのうちだんだん飽きて来て、く じけそうになった時、ちょうど駅に歩道橋が完成し渡ってみようと思い立ったのがきっか けで、ついでに海まで足を延ばしてみました。海に着いて堤防を駆け上がると、キラキ ラ輝く海が見渡せます。(時間によってですが、、)時には釣り船が波打ち際近くにい たり、水平線に大型客船がいることもしばしばあり、今の時期は朝早くからサーファー が波間に見えます。そこから海岸線(サイクリングロード)を往復して戻ります。海を見な がら、潮風を浴びながら、その日の海の風景を楽しむウォーキングは最高です。日頃 の疲れやストレス解消には最適かなと思います。本来であれば、1日の適度な歩数は1

万歩だそうですが、私のコースだと6、000~7、000歩程度 です。たまに、1万歩達成する時もありますが、その時は腰が 痛くなるので、今のコースが私には丁度良さそうです。 これからも、充実した休日を過ごせるよう、他にも何か楽しめる ものを見つけていきたいと思います。



売買部:満山 ひろみ





「エルニーニョ現象」



エルニーニョ現象とは、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿 岸にかけて海面水温が平年より高くなり、その状態が1年程度続く現象 です。これとは逆に、同じ領域で海面水温が低い状態が続く現象はラ ニーニャ現象と呼ばれ、それぞれ数年に一度発生します。

今年は夏までにエルニーニョ現象が発生し観測史上最大規模になる 恐れがあるとされています。これまでエルニーニョ発生時は、日本では 冷夏になることが多かったのですが、今年の夏は反対に、全国的に高 温となる傾向が予測されますので、十分な熱中症対策が必要とのことで す。今からでも対策をしておくことをお勧めします。

一言コラム

◇民法改正◇

2021年4月に民法が改正され、2023年4月に施行されました。

〈相隣関係規定の見直し〉

改正前は一定の場合に「隣地の使用を請求することができる」と定められていましたが、 請求さえすれば自動的に隣地使用権が獲得できるというものではなく、明確に隣地所有 者の承諾を得る必要がありました。

- ・改正点〈隣地使用の目的の明確化〉 隣地使用権の範囲が拡大され、土地の所有者は障壁・建物の築造・境界標の調査・ 測量・および隣地の竹木の枝の切除などを行う等、隣地を使用することができる ようになりました。
- ・行使方法 使用の目的・日時・場所・方法を隣地所有者及び使用者に通知する。 あらかじめ通知することが困難な時は、使用を開始した後、遅滞なく通知する。 使用の日時・場所・方法は隣地所有者等にとって損害の少ない方法を選択しなけ ればならない。
- 尚、隣地所有者等が損害を受けたときは、その償金を請求することができます。 ※具体的には、竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにも関わらず、相当の期間内 に切除しないときは、自ら枝を切除しても良いものとされました。

空家、空地のお悩み、ございませんか?

(株)いわき土地建物では、いわき市内で 空家や空室、空地の管理を承っております。

固定資産税θαで古家の借り上げも可能です。

全国空き家相談士協会認定 空き家相談士(2)第001382号 鈴木慎一

[#0800·123·3719

資金計画 | 自己資金 | 住宅ローン | 税金 | 建物状況調査 | 引越し

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる。



この度、 土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、 不動産取引の様々な事に ついて一冊の本にまとめてみました。 これを読めば不動産取引の基本的な流れが良く お分かり頂けると思います。 この冊子をご希望の方は小島東店までご連絡ください。